

吉野山における国民宿舎の設立とその閉館

小田匡保

I. はじめに

筆者は前稿¹⁾で、奈良県吉野山への観光客について、その数の推移と季節的変化などを調査し報告した。これに対して、受入側である地元吉野山の観光産業、行政の対応などの調査が手つかずで残っている。

観光客受入側の近年の変化で目につくのは、平成10年に続いた3つの宿泊施設の廃業であり、その中でも国民宿舎吉野山荘が閉館したことである。しかしながら、前稿で述べたように、吉野山への観光客数はここ数年だいたい70万人台前半で推移しており、それほど減少しているわけではない。廃業した他の2つの旅館も、1つは経営者の高齢化、もう1つは旅館業以外の事情が理由であり、営業不振に基づくものではない。

それにもかかわらず、何ゆえ国民宿舎が閉館しなければならなかつたのか。本稿はこのような関心のもと、国民宿舎設立と閉館の経緯を跡づけ、その閉館の要因を探ることにしたい。

なお、国民宿舎については、地理学に限らず、きちんとした研究文献がほとんどない²⁾。ある特定の観光地の観光業を地理学的に研究しようとする場合、旅館・ホテルやレクリエーション施設など民間業者の動向を中心に地域全体を見ることが多く、吉野山でも当然その必要はある。しかし、公的機関の行なう観光関連事業にもさまざまなものがあり、その中でも国民宿舎は、全国に多く見られる比較的歴史の古い施設である。観光開発以外にも、自然公園整備や地方自治行政を地理学的に検討していくうえで、国民宿舎は単独で扱うに値する研究対象であると考えられる。

本稿ではまず国民宿舎制度の概要に触れ、その後、吉野山における国民宿舎の設立と閉館について述べることにしたい。

II. 国民宿舎制度の概要

国民宿舎の制度は昭和31年度に開始されたものである。厚生省（現在の所管は環境省）の自然公園政策の中で、当初は青少年の健全育成に寄与するための良質で低額で利用できる宿泊施設として構想された³⁾。ただし、国が直接建設するのではなく、地方自治体が厚生年金保険積立金の還元融資を用いて設置をする。昭和36年度からは、国民年金積立金の融資も財源として

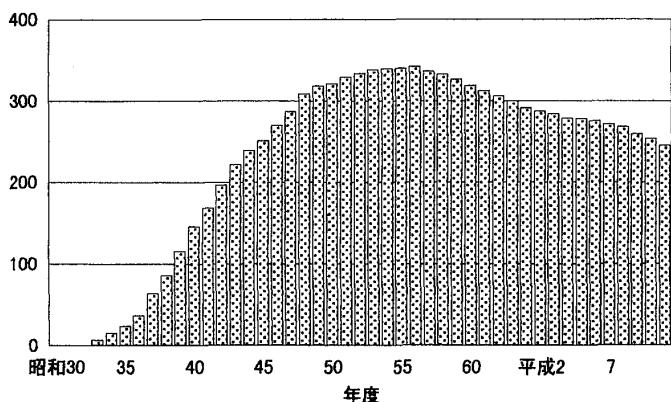


図1 公営国民宿舎数の推移

資料：国民宿舎協会資料（旧環境庁の集計による）

注：昭和32年度以前はデータなし

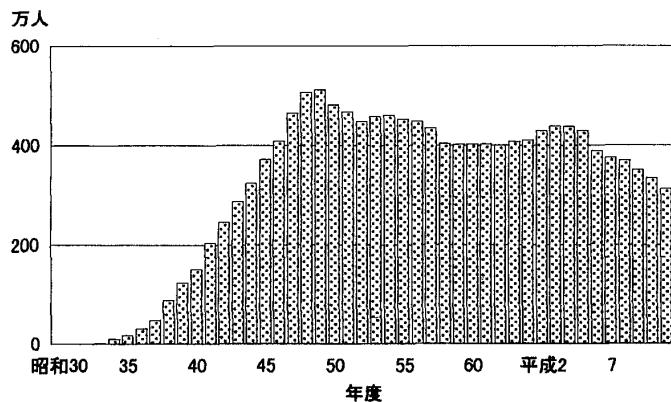


図2 公営国民宿舎宿泊者数の推移

資料：図1と同じ

注：昭和32年度以前はデータなし

その後減少し、平成の初年に数年間微増するが、それ以降は、施設数の減少も相まって落ち込みが激しい。現在はかろうじて300万人を超える程度であり、最多時の約6割になっている⁹⁾。

III. 吉野山荘の設立

1. 設立の経緯

以上のような全国的状況のもとで、奈良県吉野町には昭和45年2月に国民宿舎吉野山荘がオープンする。まず国民宿舎建設当時の状況を、町の広報紙「広報よしの」（以下「広報」と略記）¹⁰⁾によって跡づけることにする。

国民宿舎に関する最初の記載は、昭和41年5月の広報71号に見られる。吉野町合併10周年を回顧する特集記事の中に、「吉野熊野国立公園吉野山整備計画図」と題された手書きの地図の写真が収められているが、その図中に「国民宿舎」の字句が見える¹¹⁾。吉野山は吉野熊野国立

利用された⁴⁾。このような公営国民宿舎以外に、昭和34年度からは民営国民宿舎の指定が始まった⁵⁾。

国民宿舎は自然公園政策の一環として生まれた制度であり、その立地条件には、自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）、国民保養温泉地（温泉法の規定に基づく），他の景勝地であることが求められている⁶⁾。

公営国民宿舎の施設数の推移は、図1のとおりである。図を見て分かるように、昭和30年代から急増し、昭和55年度頃には350箇所近くになる。しかし、その後少しづつ減少して、現在は約240箇所である⁷⁾。なお、民営国民宿舎も減少傾向にあり、現在の施設数は約130である⁸⁾。

公営国民宿舎の宿泊者数は、図2のとおりである。施設数よりも一足早く昭和49年度にピークに達し、500万人以上にものぼった。しかし、やはりそ

公園内の一地区であり、国立公園を所管する厚生省（当時）の公園計画の中に、国民宿舎設置のプランが含まれていたことがうかがえる。

次いで、昭和43年10月の100号には、国民宿舎の建設議案が承認された記事が登場するが、これについては後ほど触れる。同じ号の広報に、「吉野観光開発の指針—花の山津風呂と結び国際観光地への脱皮」という見出しとともに、日本観光協会が作成したという「奈良県観光計画の策定調査報告書」のあらましが、ページ一面を使って紹介されている。その中に、「吉野山と津風呂湖にそれぞれ国民宿舎が必要」という一節がある。ここで引用されている「調査報告書」とは、昭和43年に刊行された『奈良県観光開発基本計画策定調査報告書』¹²⁾である。引用元の本書を見ても、やはり「吉野山と津風呂湖にそれぞれ国民宿舎を計画する」という文言がある。

本書の「はしがき」によれば、この報告書は、奈良県が県全域についての観光開発基本構想の策定を日本観光協会に委託し、日本観光協会が岡崎文彬教授ら京都大学農学部造園学研究室メンバーに調査を依頼してとりまとめたものという。本報告書の内容がそのまま奈良県の観光開発基本構想になったかどうかは確かではないが、奈良県の観光開発計画の中に、吉野山の国民宿舎設置も位置づけられていた可能性はある。

以上のように、国民宿舎の設立が国（厚生省）や県の計画に含まれていたことは、広報177号（昭和50年）にある下記の国民宿舎創立5周年の記事から裏づけることができる。

この国民宿舎「吉野山荘」は、国立公園の中に国民宿舎がないのは吉野山だけだから、何とか建設するようにと、厚生省はじめ県観光課からかなり以前より強く要望があったようですし、また、吉野山を訪ねられる人達からも切望されておりました。

国民宿舎の設立は通常、市町村が行なうため、厚生省や奈良県観光課から吉野町に対して、国民宿舎建設の要望が以前からあったことが分かる。

上の引用文中「国立公園の中に国民宿舎がないのは吉野山だけ」とあるが、国立公園内には早い時期から多くの国民宿舎が建てられていた。国民宿舎建設議案が町議会に提出された昭和43年度現在で、国立公園内には既に78の国民宿舎があった¹³⁾。国立公園内に立地する国民宿舎の数が最も多くなるのが、昭和49年度の88である¹⁴⁾から、吉野山荘は、国立公園内に設置された国民宿舎としては、最も後の時期のものということになる。

これら国や県の要望に対して、地元の吉野町では、財源・経営などの問題から、積極的に国民宿舎建設を進めたわけではなかったようである。創立5周年の同じ記事の中に、続いて次のような文章が見られる。

しかし、当時としては財源面やあるいは経営面等いろいろと検討した上でないと自信

がなく、建設に踏み切ることができませんでした（後略）

また、聞き取り調査によれば、吉野山の旅館経営者からは、宿泊客をとられることを危惧して、建設に反対する声もあったようである。

しかし、昭和43年の9月定例議会に「吉野山国民宿舎の建設」議案が提出され承認されたことで、国民宿舎の設立は具体的にスタートする（広報100号）。広報では、「国立公園としての吉野山に国民宿舎を建設して、吉野山に心の憩いを求めようとする人たちが、気軽に利用できるようにし、年間を通じて吉野観光をさかんにしようと、企画されたものです」と、自然公園に低廉な宿泊施設を設置しようとする国民宿舎制度の趣旨にのっとった説明をしている。その他、上述のように、日本観光協会の調査報告書を詳しく紹介したうえで、国民宿舎が低料金の公共宿泊施設でセルフサービスを建前としており、営利が目的ではないなどといった説明が付けられている。このあたりに、国民宿舎というものについて、町民に理解を求めるようする町の行政側の姿勢をうかがうことができる。

次いで12月定例議会でも、国民宿舎の設置に関して審議が行なわれる。国民宿舎の財務処理を地方公営企業法により特別会計として運営する手続きを決め¹⁵⁾、国民宿舎特別会計予算を本年度建設事業費4033万7千円とする。また、国民宿舎の名称が「吉野山荘」になる予定であることも述べられている（広報103号）。これを受けて、2月に建設工事に着工している（広報177号）。

昭和44年度には、国民宿舎特別会計として歳入・歳出とも7911万円が組まれる（広報106号）。6月・7月発行の広報108号・109号には国民宿舎従業員（応接員：女7名、調理師：男2名、用務員：男女5名、パートタイマー：若干名）の募集記事が入り、9月発行の広報111号では、「観光開発の序章—国民宿舎の工事すすむ」との見出しで、建設工事中の写真が大きく掲載される。12月の定例議会では国民宿舎関係の2つの議案が可決される。1つは、国民宿舎職員の給与・旅費などに関する条例の制定であり、もう1つは、昭和44年度国民宿舎事業特別会計の補正予算である。補正予算については、国民宿舎が2月5日から営業を始めるため、2月・3月の営業関係費として723万5千円を予算化したものと説明されている（広報115号）。そして2月3日に落成式があり、2月5日から開業となる。落成式の来賓は、県出身国会議員、県・地方各団体の代表者、近鉄その他交通・観光関係業界の代表など百数十人におよんだ（広報116号）。昭和50年2月7日には創立5周年記念式のあったことが、広報177号に掲載されている。

2. 吉野山荘の概要

このようにして設立された吉野山荘の概要を、やはり広報での紹介からまず見ておく。

鉄筋コンクリート三階、一部二階建、延千六百五十平方米、宿泊人員定数百二十人、

総事業費は一億円近くに達する見込みで、国民年金会計からの長期融資により昭和四十五年の万博の幕開けに、歩調を合せて開業できるようにする目標で、推進することをきめました。建築予定地は中千本の勝手神社に近い佳境の場所です。

これは、広報100号（昭和43年10月）の国民宿舎建設議案の説明にあるものである。上記の説明では最後になっているが、建設地についてまず述べておく。吉野山荘の所在地は吉野町大字吉野山字宮坂町1237番地で、勝手神社から宮坂を少し登った左手にある。国民宿舎建設以前は個人（O氏）所有の宅地であったが、所有者が他所（芦屋市）に居住し留守宅になっていたのを、国民宿舎建設のために吉野町が買収したものである（広報177号）。なお、この土地はかつての南之坊の跡でもあり、現在も敷地内に、坊の銘の入った石灯籠が残されている。

建物については、上記の紹介記事に、鉄筋コンクリート三階、一部二階建で、延べ床面積は 1650m^2 、宿泊人員定員は120人である。建物の概要に関しては、後にも資料として多用する『市町村財政の概要』¹⁶⁾の「施設及び業務概況に関する調」に報告されており、この資料でも建物面積 1650m^2 、施設面積 779m^2 、客室数32室、宿泊定員数120人という数字が挙がっている。ただし、後年、改修によって数値が変わっており、昭和51年度に建物面積 1769m^2 、施設面積 828m^2 、昭和61年度に建物面積 1801m^2 、施設面積 4646m^2 、平成元年度に客室数23室となっている¹⁷⁾。

昭和51年度の面積増加は、結婚式用の写真室増築によるものである。昭和51年6月の国民宿舎運営特別委員会（これは町議会内に設置されている委員会である）に関する記事（広報206号）で、「結婚式用写真室の増築について、結婚式の増加により写真室はどうしても必要であり（中略）これを了承する」とあり、同じ号の町議会補正予算報告でも、「結婚式の記念写真をとるための写真室を増設するため」という理由で、500万円の収入・支出増が認められている。

昭和61年度の面積増加についても、広報に関連記事が掲載されている。昭和62年8月5～6日に第29回自然公園大会が吉野町で開催されるため、町内の各種施設整備が行なわれるが、その際、吉野山荘でも常陸宮殿下ご夫妻を招いてレセプションを行なうため、それに合わせての改装であった（広報458号、472号、474号）。昭和61年11月の臨時議会で改修工事請負契約の締結が可決され、契約上の工期は11月22日～3月10日とされた（広報457号）。昭和62年4月の広報465号には、吉野山荘が改装オープンしたことが第1面に載せられている。バス・トイレ付きの特別和室2室や洋間（洋式披露宴・会議用）などが新設されたことが、写真入りで報じられている。

客室などの内部施設については、『市町村財政の概要』よりもガイドブック類のほうが詳しい。『市町村財政の概要』では当初、客室数32室、宿泊定員数120人とされている。昭和50年発行のガイドブック¹⁸⁾によれば、客室の内訳は和室30室、洋室2室であった。昭和61年度の改修

吉野熊野国立公園

国民宿舎 吉野山荘

TEL 07463 (2) 3053・5051

FAX 07463 (2) 0935

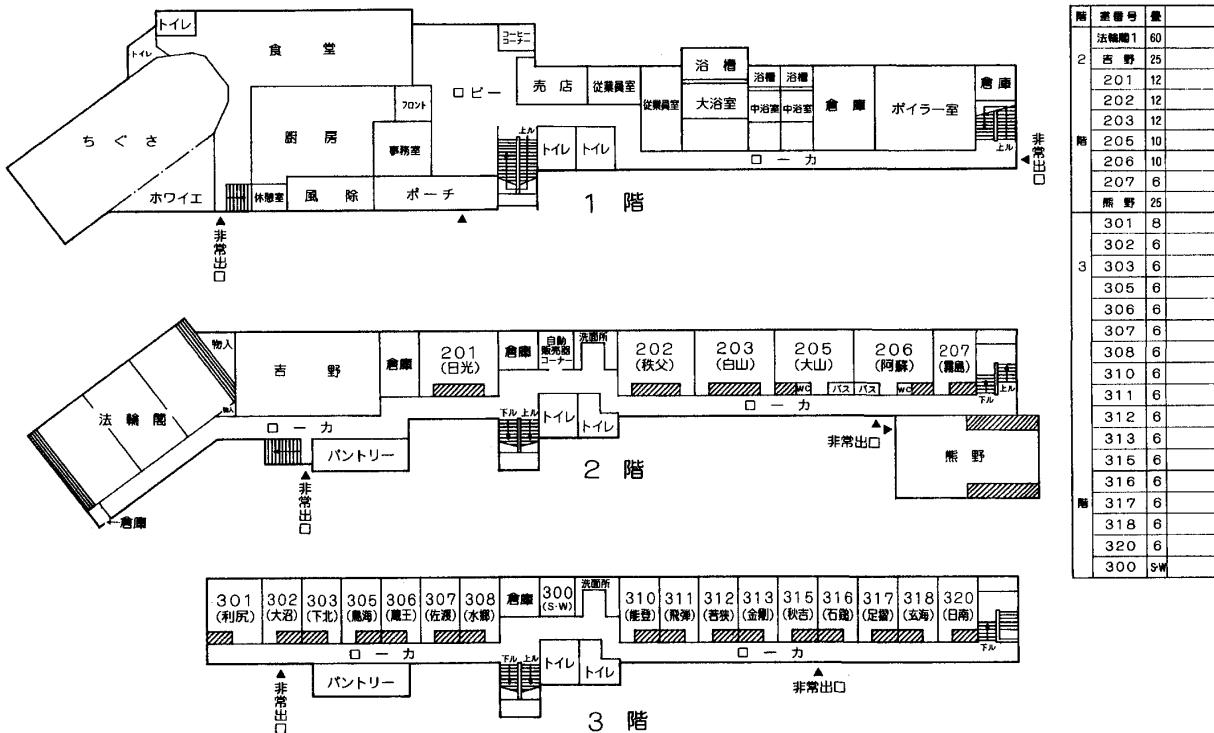


図3 吉野山荘平面図

後は、『市町村財政の概要』では客室数が23室あるが、閉館直前のガイドブック¹⁹⁾には25室105名（6畳：16, 8畳：1, 10畳：2, 12畳：3, 25畳：2, 洋シングル：1）とされている。筆者所蔵の建物平面図（図3）によれば、3階に6畳の和室15と8畳の和室1, シングル洋室1があり、2階に6畳, 10畳, 12畳の和室がそれぞれ1つ, 2つ, 3つ、それに「吉野」、「熊野」と名づけられた25畳の大きな和室が2つあった。これらの客室以外に、2階に「法輪閣」と称する60畳の宴会場があり、1階に食堂・会議室（上記の「洋間」）・売店・浴場（大1, 中2）などがあった。上記の昭和61年度の改装記事などから推測すれば、当初2階にも6畳の部屋が並んでいたのを、10畳・12畳の和室に改造したものと思われる。

次に建築費用については、上記の広報からの引用に「総事業費は一億円近くに達する見込み」とある。これも、やはり『市町村財政の概要』の「施設及び業務概況に関する調」に「総建設費」の項目がある。それによると、当初の費用は1億2708万5千円であった（ただし、これには土地取得費が含まれていると考えられる²⁰⁾）が、昭和51年度に50万円増えて1億2758万5千円になり、昭和61年度以降は9190万円増加して2億1948万5千円とされている。同書の「資本的収支に関する調」では、昭和44年度以前は不明であるが、建設改良費として、昭和51年度に560万円、昭和52年度に2860万円（この用途は不詳）、そして昭和61年度には9190万円²¹⁾が支出

されている。貸借対照表における償却資産の価格は、最初1億円程度だったものが、最終的に昭和62年度以降、2億2027万4千円となる。以上のような数字から、土地取得費以外に、当初約1億円の建築費用をかけ、昭和51～52年度に約3000万円、昭和61年度に約9000万円をかけて増改築したと考えられる。

財源については、上記広報に「国民年金会計からの長期融資」とあるように、建設当初の財源には特別地方債が多く充てられた。『市町村財政の概要』昭和43年度によれば、43年度に厚生福祉施設整備事業（事業名：国民宿舎）として1億円の特別地方債を申請し、同額が許可されている。資金の内訳は8600万円が資金運用部（広報に言う国民年金積立金の融資）であり（利率6.5%）、残りの1400万円が公募であった（利率7.5%）。ただし、7600万円分（資金運用部分）は翌昭和44年度に再申請し許可を得ている（『市町村財政の概要』昭和44年度による）。他に他会計（一般会計と思われる）借入金1400万円を借入資本金としている（貸借対照表による）²²⁾。これらの合計と当初の「総建設費」との差額は、一般会計からの支出と思われるが、確かにない。

『市町村財政の概要』昭和52年度によれば、その後昭和52年度に、再び2850万円を資金運用部から企業債として借りている（利率6.5%）が、詳細は不明である。昭和61年度の改修工事にあたっては、一般会計から吉野山荘へ1億130万5千円が繰り出された。このうち1億円は貸付金（国民宿舎特別会計からすれば他会計借入金）で、残りの130万5千円は建設費繰出のための補助金（国民宿舎特別会計では工事負担金として処理）とされた（『市町村財政の概要』昭和61年度による）。以上のように、吉野山荘の建設財源は、当初は国民年金積立金の融資を基本的に利用し、その後の改修においては一般会計からの借入金に依存している。

IV. 吉野山荘の閉館

1. 閉館の経緯

国民宿舎吉野山荘が閉館したのは、平成10年9月末である。しかし、閉館の話はかなり前から出ていたと思われる。開館からわずか12年後の昭和57年3月に開かれた昭和57年第1回定例議会において、当時の町長が施政方針演説の中で、国民宿舎について次のようなことを述べている（広報344号）。

国民宿舎吉野山荘の事業会計予算につきましては、本年の収益状況から見て伸びることは期待出来ないところから（中略）減収を見込んでおります。諸経費の節約をして本年は（中略）営業収益の出る見込みですが、節約にも限度があり全国の国民宿舎の八割以上が赤字を出している現在、国民宿舎のあり方を考え直す時期を迎えてると思うのであります。

「国民宿舎のあり方を考え直す」とは、閉館をも示唆する発言と受け取れる。

その後、広報紙上には、吉野山荘の閉館をおわせるような表現は出てこないが、毎年3月の第1回定例議会における町長の施政方針演説では、吉野山荘の経営の厳しいことにたびたび言及される。以下に、それらを列挙しておく。

〔昭和60年度〕

吉野山荘については（中略）ようやく十二万円ぐらいの黒字という非常に苦しい決算見込みとなっています。（中略）収益見込みを（中略）減少するという厳しい予算を組んだのです（広報416号）。

〔平成元年度〕

特別会計では（中略）それぞれ極めて厳しい状況にありますが、特に国民宿舎会計においては議会の皆様のお智慧を是非ともお借りせねばならない状況にございます（広報512号）。

〔平成2年度〕

国民宿舎事業特別会計は、（中略）予算案を策定しましたが、いずれも予算額に達するには、なお、一層の営業努力が必要となります（広報536号）。

〔平成3年度〕

国民宿舎事業特別会計は、非常に危険な状況ですが、この予算で遂行出来るよう努力したいと存じます（広報560号）。

〔平成4年度〕

国民宿舎事業につきましては、（中略）ブームの去った後、まだ予断を許さない状況であり、経営安定のため一層の努力をしてまいりたいと考えております（広報584号）。

〔平成5年度〕

国民宿舎特別会計につきましては、（中略）今なお予断を許さない状況にあり、経営安定のためなお一層の努力をして参りたいと考えております（広報608号）。

〔平成7年度〕

営業利益を見込むことは非常に厳しい状況にあるといえますが、職員一同経営安定のため鋭意努力して参りたいと考えております（広報656号）。

そして、平成9年6月の第2回定例議会では、国民宿舎（吉野山荘）の方針について議員から一般質問があり、町長が次のように答弁している。

国民宿舎の件ですが、建設当時の経緯から、吉野山の関係機関と話し合いをもっています。そのご意見あるいは吉野町の公園行政、観光行政等を総合して判断し、検討を

加えていきたいと思います（広報705号）。

続く9月の第3回定例議会でも、別の議員から、吉野山荘を含めた町の観光振興対策について一般質問がある。これに対する町長の答弁は、次のとおりである。

吉野山荘につきましては、設立に際して関係していました地元業者・住民の声を聞いて、可能な範囲においてその意向に添えるような形で計画を進めたいと考えております（広報708号）。

いずれの答弁も曖昧な表現にとどまっているが、吉野山荘の閉館に向けて、地元との話し合いが続けられていたことがうかがえる。

後の表6にも示されているが、平成9年度の年度途中に吉野山荘の職員数を4人減らしており、現場では閉館の準備が進んでいた（『市町村財政の概要』平成9年度による）。また、平成10年度の国民宿舎当初予算は収益的収支それぞれ6000万円で（広報713号）、前年度予算（1億3500万円）の約45%にすぎない。このことからも、平成9年度の段階で、平成10年度途中に閉館を予定していたことが読み取れる²³⁾。

吉野山荘閉館の正式な手続きは、平成10年9月に行なわれる。第3回定例議会で、吉野町国民宿舎事業の設置等に関する条例が廃止され、9月末日で営業を終了することが確定する（広報719号）。そして、平成11年3月の第1回定例議会で平成10年度国民宿舎事業特別会計決算を認定し、廃止に伴う会計処理を行なっている（広報725号）。

2. 吉野山荘の経営分析

吉野山荘が閉館した大きな要因は、前節で引用した町長答弁からも知られるように、経営の悪化である。そこで本節では、吉野山荘の経営状態を具体的な数字に基づいて分析しておくことにする。

表1は、広報に掲載された国民宿舎事業特別会計決算の概要である。決算報告書の様式は、地方公営企業法施行細則第12条によって決まっており、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分かれている。

収益的収入及び支出の数字から差引と収支比率を求め、収支比率をグラフにしたもののが図4である。昭和54年度までは黒字であったものの、その後赤字と黒字を繰り返し、平成に入って持ち直すかに見えたが、平成6年度以降どんどん赤字になっている。

しかしながら、吉野山荘の経営状態は、資本的収支も合わせて見る必要がある。資本的収入は主に企業債や他会計借入金であり、資本的支出には建設改良費、企業債償還金、他会計からの長期借入金返還金が含まれる（支払利息は収益的支出に入る）。通常の年は企業債の支払い

表1 吉野町国民宿舎事業特別会計決算の推移

(単位：円、%)

年度	収益的収入	収益的支出	差引	収支比率	資本的収入	資本的支出	収益的収入+資本的収入	収益的支出+資本的支出	比率
昭和45	42,030,733	44,018,154	-1,987,421	95.5	?	?	?	?	90.2
46	?	?	?	?	?	?	?	?	
47	61,553,370	60,544,241	1,009,129	101.7	?	0	7,673,356	61,553,370	68,217,597
48	?	?	?	?	?	?	?	?	
49	?	?	?	?	?	?	?	?	
50	112,191,665	105,723,768	6,467,897	106.1	0	6,308,077	112,191,665	112,031,845	100.1
51	109,843,587	106,415,858	3,427,729	103.2	0	10,249,421	109,843,587	116,665,279	94.2
52	122,610,343	114,536,052	8,074,291	107.0	28,500,000	32,064,067	151,110,343	146,600,119	103.1
53	116,088,752	109,909,985	6,178,767	105.6	0	5,052,890	116,088,752	114,962,875	101.0
54	114,684,140	112,677,429	2,006,711	101.8	0	5,171,579	114,684,140	117,849,008	97.3
55	113,595,459	115,713,620	-2,118,161	98.2	0	4,196,881	113,595,459	119,910,501	94.7
56	115,137,632	115,670,340	-532,708	99.5	0	5,431,389	115,137,632	121,101,729	95.1
57	116,604,260	118,503,949	-1,899,689	98.4	0	5,790,166	116,604,260	124,294,115	93.8
58	114,708,868	113,611,914	1,096,954	101.0	0	6,172,643	114,708,868	119,784,557	95.8
59	104,590,001	109,459,461	-4,869,460	95.6	0	6,580,383	104,590,001	116,039,844	90.1
60	112,449,060	107,877,691	4,571,369	104.2	0	7,015,060	112,449,060	114,892,751	97.9
61	108,452,427	106,543,871	1,908,556	101.8	101,305,000	107,378,448	209,757,427	213,922,319	98.1
62	116,905,578	116,086,239	819,339	100.7	0	7,972,446	116,905,578	124,058,685	94.2
63	118,475,482	120,363,410	-1,887,928	98.4	0	8,499,077	118,475,482	128,862,487	91.9
平成元	123,098,495	121,631,943	1,466,552	101.2	0	8,121,388	123,098,495	129,753,331	94.9
2	136,274,121	128,916,542	7,357,579	105.7	0	1,702,391	136,274,121	130,618,933	104.3
3	138,522,558	134,496,634	4,025,924	103.0	0	5,493,577	138,522,558	139,990,211	99.0
4	145,983,868	145,464,836	519,032	100.4	0	5,705,427	145,983,868	151,170,263	96.6
5	142,593,822	140,686,620	1,907,202	101.4	0	5,927,495	142,593,822	146,614,115	97.3
6	129,519,590	133,682,503	-4,162,913	96.9	0	6,160,362	129,519,590	139,842,865	92.6
7	121,102,485	131,109,353	-10,006,868	92.4	0	2,344,012	121,102,485	133,453,365	90.7
8	110,183,097	126,629,681	-16,446,584	87.0	0	2,498,849	110,183,097	129,128,530	85.3
9	90,847,780	109,673,055	-18,825,275	82.8	0	2,663,913	90,847,780	112,336,968	80.9
10	109,142,769	56,929,479	52,213,290	191.7	0	0	109,142,769	56,929,479	191.7

資料:『広報よしの』

のみであり、収支は常にマイナスになっている。

この資本的収支の不足額を補填できるだけの利益が、収益的収支で生まれてこなければならぬのであるが、上述のように、収益的収支が黒字になる年度は限られていた。そこで、これを分かりやすくするために、収益的収支と資本的収支を合算して、その収入と支出の比率を求めてみると、図5のようになる。設立当初の昭和40年代後半は不明であるが、比率が100%を超えているのは、昭和50年代前半と平成2年度の4回のみであり、後の年度はすべて資金が不足しているという計算になる。昭和57年の早い時期に、当時の町長が国民宿舎の見直し発言をしたのも、もっともなことであった。

次に、『市町村財政の概要』に掲載されている損益計算書の数字を検討してみたい。表2は、損益計算書の主な数値を抜粋したものである。経常収益（営業収益+営業外収益）と経常費用（営業費用+営業外費用）は、決算書の収益的収入・支出とほぼ同じであるが、平成元年度以降は決算書の値が若干大きい。これは、決算書の収支には消費税が含まれるためである。

経常収益と経常費用から経常収支比率を、営業収益と営業費用から営業収支比率をそれぞれ求め、グラフ化したものが図6である。経常収支比率については、先ほどの収益的収支比率とほとんど同じで、黒字経営が続いたのは昭和54年度までであった。その後一進一退の状況になり、平成6年度以後、急速に悪化している。

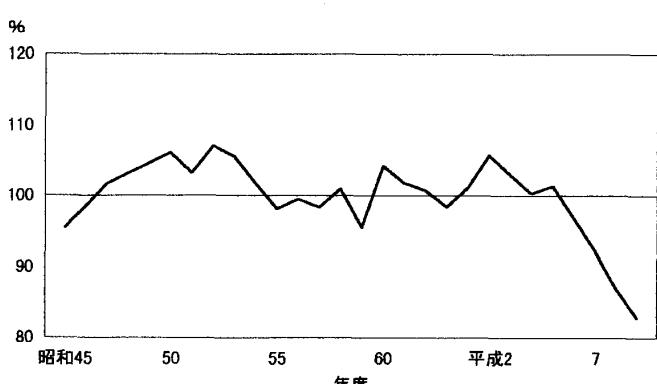


表2 損益計算書とその財務分析

(単位：千円， %)

年度	総収益 A	経常収益 B	営業収益 C	総費用=経常費用 D*		純利益(損失) A-D	経常利益(損失) B-D	営業収支比率 C/E
				営業費用 E	営業費用 E			
昭和45	42,421	42,421	41,880	44,018	36,897	-1,597	-1,597	96.4
46	53,865	53,865	53,213	56,928	49,269	-3,063	-3,063	94.6
47	61,563	61,563	61,070	60,544	52,920	1,009	1,009	101.7
48	70,340	70,340	69,549	65,165	58,075	5,175	5,175	115.4
49	94,700	94,700	93,764	87,286	80,586	7,414	7,414	119.8
50	112,191	112,191	111,129	105,723	99,766	6,468	6,468	116.4
51	109,842	109,842	108,813	106,415	101,098	3,427	3,427	111.4
52	122,610	122,610	121,560	114,536	109,144	8,074	8,074	107.6
53	116,088	116,088	115,092	109,910	103,761	6,178	6,178	105.6
54	114,684	114,684	113,722	112,678	106,994	2,006	2,006	106.3
55	113,595	113,595	112,339	115,713	110,290	-2,118	-2,118	98.2
56	115,137	115,137	113,978	115,670	110,539	-533	-533	103.1
57	124,578	124,578	115,889	115,244	118,503	113,731	6,075	97.8
58	114,722	114,722	113,995	113,621	109,231	1,101	1,101	101.3
59	104,589	104,589	104,115	109,459	105,477	-4,870	-4,870	104.4
60	112,449	112,449	111,686	107,878	104,330	4,571	4,571	104.8
61	108,452	108,452	107,929	106,544	103,460	1,908	1,908	104.3
62	116,906	116,906	116,297	116,086	110,996	820	820	100.7
63	118,475	118,475	118,129	120,363	115,799	-1,888	-1,888	98.7
平成元	120,602	120,602	119,245	119,136	115,119	1,466	1,466	107.1
2	133,583	133,583	132,099	126,226	122,634	7,357	7,357	104.3
3	135,709	135,709	133,700	131,683	128,203	4,026	4,026	104.3
4	142,280	142,280	140,987	141,761	138,493	519	519	101.8
5	139,032	139,032	137,858	137,125	134,079	1,907	1,907	102.8
6	126,279	126,279	125,502	130,442	127,630	-4,163	-4,163	98.3
7	118,071	118,071	117,424	128,078	125,509	-10,007	-10,007	93.6
8	107,362	107,362	106,871	123,809	121,395	-16,447	-16,447	88.0
9	87,110	87,110	86,383	105,935	103,686	-18,825	-18,825	83.3
10	107,344	107,344	42,780	58,118	56,000	49,226	49,226	184.7
								76.4

資料:『市町村財政の概要』

* 経常費用は、総費用から特別損失を差し引いたものであるが、特別損失のある年度がないため、便宜的に総費用=経常費用とした。

**『市町村財政の概要』の財務分析表では103.0とするが、誤りである。

営業収支比率は、全般的に経常収支比率よりも値が高く、平成5年度まではほとんど黒字を続けている。これは、経常収益中の営業外収益があまりないのに比べ、経常費用中の営業外費用には毎年度、数百万円の支払利息があるためである。営業費用には減価償却費も含まれており、企業債や借入金の返済がなければ、平成5年度まで国民宿舎事業は儲かっていたという計算になる。しかし、現実には毎年度、企業債や借入金の元利償還があった。

そこで、その元利返済がどれくらいの額になっていたかを見ておく。元本については『市町村財政の概要』の「資本的収支に関する調」で、利息の内訳については「費用構成表」によってその金額を知ることができる。「資本的収支に関する調」の収支総額は、上述した決算書の資本的収入及び支出とほぼ同じである²⁴⁾。表3と図7を見て分かるとおり、企業債の償還元金と利息を合わせて、平成元年度まで毎年度、約1000万円を支払っていた。平成2年度から企業債元利償還金の支払いが減るのは、平成元年度に7600万円分の企業債の償還が終わり、昭和52年度の企業債2850万円分の返済だけになるためである²⁵⁾。そのかわり、昭和61年度に一般会計から借り入れた1億円の利息支払いが翌昭和62年度から始まっており（ただし、元本は平成3～6年度に償還しているだけである）、平成9年度に企業債をすべて償還し終わるまで、毎年約500万円（元本の返済がある年度は約900万円）を支払っていた。

ところで、損益計算書とならんで重要な財務諸表が貸借対照表であり、この資料からも経営状態を知ることができる。煩雑さを避けるため、ここではその数字を挙げるのを省略し、財務分析の結果のみを表4と図8～図11に示す。とりあげた経営指標は、自己資本構成比率、固定資産対長期資本比率、流動比率、不良債務比率である²⁶⁾。

最初に自己資本構成比率は、(自己資本金+剰余金) ÷ (負債+資本) × 100で求められる。

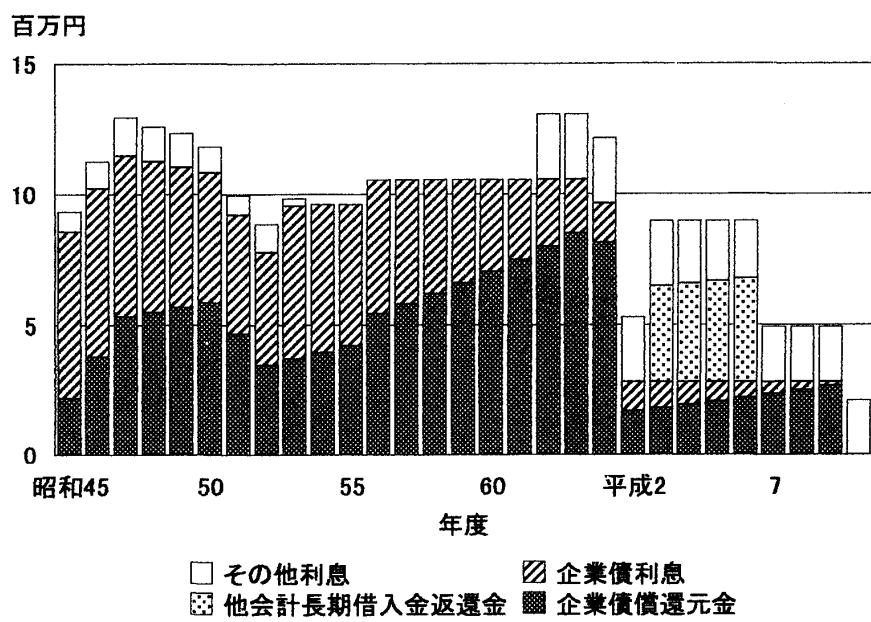


図7 企業債・借入金の元利償還状況

表3 資本的支出と支払利息の内訳

(単位:千円)

年度	資本的収入	資本的支出	建設改良費	企業債償 元金	他会計から の長期借入 金返還金	その他	支払利息		企業債利息	一時借入金 利息	その他借入 金利息	企業債元利 償還金
							支払利息	支払利息				
昭和45	115	8,214	4,500	2,214	0	1,500	7,121	6,350	771	0	0	8,564
46	0	4,298	340	3,760	0	198	7,501	6,458	1,043	0	0	10,218
47	0	7,673	2,357	5,316	0	0	7,624	6,145	1,479	0	0	11,461
48	0	5,482	0	5,482	0	0	7,090	5,769	1,321	0	0	11,251
49	0	7,961	2,302	5,659	0	0	6,682	5,382	1,300	0	0	11,041
50	0	6,308	460	5,848	0	0	5,957	4,982	975	0	0	10,830
51	0	10,250	5,600	4,650	0	0	5,317	4,571	746	0	0	9,221
52	28,500	32,064	28,600	3,464	0	0	5,392	4,304	1,088	0	0	7,768
53	0	5,053	1,360	3,693	0	0	6,149	5,849	300	0	0	9,542
54	0	5,171	0	3,937	0	1,234	5,684	5,684	0	0	0	9,621
55	0	4,196	0	4,196	0	0	5,423	5,423	0	0	0	9,619
56	0	5,431	0	5,431	0	0	5,131	5,131	0	0	0	10,562
57	0	5,790	0	5,790	0	0	4,772	4,772	0	0	0	10,562
58	0	6,172	0	6,172	0	0	4,390	4,390	0	0	0	10,562
59	0	6,580	0	6,580	0	0	3,982	3,982	0	0	0	10,562
60	0	7,015	0	7,015	0	0	3,548	3,548	0	0	0	10,563
61	101,305	99,378	91,900	7,478	0	0	3,084	3,084	0	0	0	10,562
62	0	7,973	0	7,973	0	0	5,090	5,090	0	0	0	10,563
63	0	8,499	0	8,499	0	0	4,564	4,564	0	0	0	10,563
平成元	0	8,121	0	8,121	0	0	4,017	1,517	0	0	0	9,638
2	0	1,702	0	1,702	0	0	3,592	1,092	0	0	0	10,562
3	0	5,494	0	1,815	3,679	0	3,480	980	0	0	2,500	10,563
4	0	5,705	0	1,935	3,770	0	3,268	860	0	0	2,408	2,795
5	0	5,928	0	2,063	3,865	0	3,046	732	0	0	2,314	2,795
6	0	6,160	0	2,198	3,962	0	2,812	595	0	0	2,217	2,793
7	0	2,344	0	2,344	0	0	2,569	451	0	0	2,118	2,795
8	0	2,499	0	2,499	0	0	2,414	296	0	0	2,118	2,795
9	0	2,664	0	2,664	0	0	2,249	131	0	0	2,118	2,795
10	0	0	0	0	0	0	2,118	0	0	0	2,118	0

資料:『市町村財政の概要』

表4 貸借対照表の財務分析

(単位：%)

年度	自己資本構成比率	固定資産対長期資本比率	流動比率	不良債務比率
昭和45	-3.0	126.4	14.2	44.1
46	-5.5	120.4	21.4	38.7
47	-4.8	124.6	14.7	38.9
48	-0.7	121.2	19.9	29.3
49	5.1	117.6	42.7	18.5
50	10.6	114.3	40.8	12.7
51	13.2	119.2	31.3	17.2
52	16.4	109.3	34.7	10.0
53	19.9	105.0	68.6	5.7
54	22.1	103.3	73.8	3.8
55	22.0	106.0	46.1	6.7
56	22.3	107.8	42.0	8.1
57	28.8	104.2	18.4	4.3
58	30.5	105.4	23.9	5.4
59	26.6	113.3	28.8	13.1
60	36.1	113.9	27.2	10.7
61	20.8	102.6	62.0	4.3
62	22.0	104.6	35.0	6.9
63	21.4	108.8	23.4	12.3
平成元	22.4	111.0	28.1	14.5
2	26.6	104.8	55.2	5.9
3	30.0	103.4	53.7	4.1
4	30.7	104.3	53.7	4.8
5	31.6	104.6	64.8	5.1
6	31.0	109.7	31.9	11.0
7	25.8	117.3	14.6	19.2
8	15.6	134.0	10.2	35.5
9	3.5	162.1	7.9	64.6
10	40.4	100.0	—	0.0

資料：『市町村財政の概要』

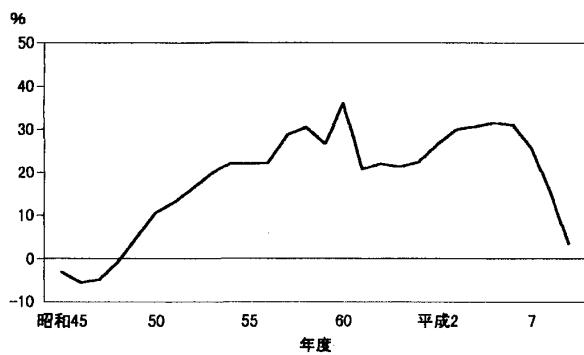


図8 自己資本構成比率

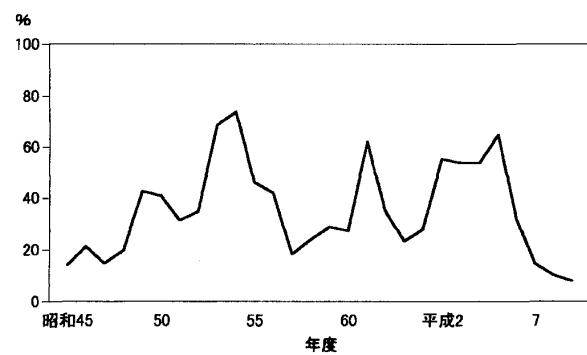


図10 流動比率

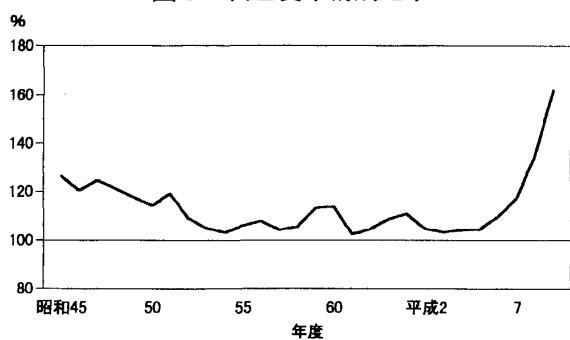


図9 固定資産対長期資本比率

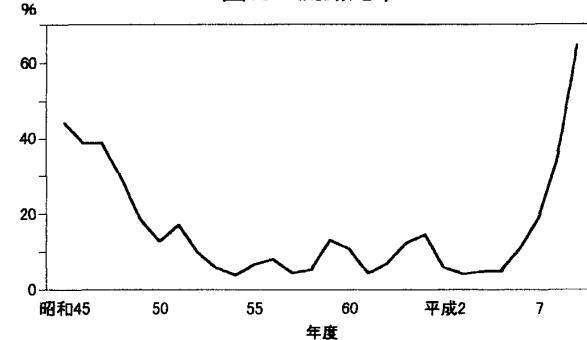


図11 不良債務比率

自己資本構成比率は、総資産に占める自己資本金の割合を示すものであり、この比率が高いほど借入資本金が少ない状態である。すなわち、金利負担が軽く、企業の経営が安定していると言える。一般的に40～50%以上あることが望ましいと言われるが、図8を見ると、最大でも昭和60年度の36.1%にとどまっている。翌年度、一般会計から1億円を借り入れてまた借入資本金が多くなり、その後30%を超えるまでに回復するものの、平成7年度から急速に悪化している。

次に固定資産対長期資本比率は、 $\text{固定資産} \div (\text{固定負債} + \text{資本合計}) \times 100$ で算出される。これは、企業の固定資産形成が、自己資金・企業債等の安定した長期資金等でまかなわれているかどうかを示すもので、これが100%を超えていると、固定資産の一部が一時借入金等の短期資金でまかなわれている状態を示している。つまり、企業の運転資金が乏しいということになる。図9によれば、昭和54年度まで徐々に比率が下がっているものの、結局100%を切ることはなく、横ばい状態が続いた後、平成6年度から急激に値が上昇している。

3番目の流動比率の計算式は、 $\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$ である。流動比率は、一時借入金・未払金等1年以内に返済期限の来る債務（流動負債）に対して、それを支払う財源（現金・預金・未収金等）をどれだけ持っているかという企業の支払い能力を示すものである。これが100%以下の場合は、企業の資金状態が非常に悪化していることを示し、一般的には100～200%以上あることが望ましいとされる。図10を見ると、昭和54年度までは上昇傾向にあるが、100%には届かず、その後急激に資金不足となる。それから二度持ち直すものの、最終的には平成6年度以降急速に悪化している。

最後の不良債務比率は、 $\text{不良債務} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$ によって求まる。不良債務とは、 $\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源充当額})$ であり、当面の支払い能力を超える債務である。吉野山荘は、不良債務がゼロになった年度がなく、常に不良債務を抱え続けていた。その営業収益に対する比率を見ると、昭和54年度までは徐々に低下するが、その後小刻みに増減し、平成6年度以降急激に比率が上昇している。

以上見てきたように、収益的収支や経常収支が黒字であった昭和54年度までは、これら経営指標も改善される傾向にあったが、その後は一進一退の状況が続き、どの指標も、望ましいとされる基準値に到達することはなかった。平成6年度以降、収益的収支・経常収支の赤字幅が増大するとともに、これらの経営指標も急激に悪化している。

ここで、閉館の年、平成10年度の会計処理を見ておきたい。平成10年度の国民宿舎事業特別会計当初予算は、収益的収入・支出とも6000万円であった（広報713号）。国民宿舎を廃止することを議決した9月の第3回定例議会で、補正予算が同時に可決される。その内容は、「主に、国民宿舎事業を終えるにあたり、収益的収入として一般会計繰入金を受ける補正」であり、収入に5300万円、支出に50万円を追加した（広報719号）。そして最終的には、収入が約1億914万円、支出が約5693万円という決算になった（表1参照）。収支の差額約5221万円は、前年度

までの累積赤字を解消するのに充てられている。平成10年度に一般会計から特別会計に繰り出した金額は、損益計算書によれば、6412万7千円である（他会計補助金とされる）。一般会計からは昭和61年度にも1億円を貸し付けているが、12年かけて元金約1530万円と利息約2790万円が返済されるにとどまった（表3参照）。国民宿舎事業の赤字は最終的に、このように一般会計で負担して処理された。

国民宿舎事業の赤字については、毎年度、一般会計で補填するという方法も考えられる。そうすれば、吉野山荘の経営はもっと安定していたと思われる。実際のところ、同じ吉野町の地方公営企業でも、上水道や病院事業特別会計には補助金が繰り出されている。しかし、上水道や病院と違って、国民宿舎は地元住民があまり利用しないために、一般会計による恒常的な赤字補填には異論が出ることである。

3. 経営悪化の要因

(1) 人件費

上述の如く、吉野山荘は開館以来ずっと経営不安定な状態が続いてきた。特に平成6年度以降経営が悪化し、これが閉館へとつながった。吉野山荘の経営が赤字となる要因として、費用の面からは①人件費の割合の高さ、収益の面からは②宿泊客数の減少、③地元住民の利用の減少、が挙げられる。

人件費については、他の同様な施設と比較をすると分かりやすい。表5は、『市町村財政の概要』の費用構成表などをもとに、奈良県における地方公営企業のうち、地方公営企業法を適用している観光施設6つについて、職員給与費とその割合を比べてみたものである。閉館直前の平成9年度は極端な例ではあるのだが、他の公営国民宿舎の10~20%台に比べて、職員給与費が50~60%台というのは、飛び抜けて人件費の割合が高い。他の国民宿舎の場合、委託料が

表5 奈良県の地方公営企業（観光施設）における職員給与費の割合（平成9年度）

（単位：千円、%）

団体名	事業の種類	職員給与費	経常費用	割合	主営業収益	割合
五條市	国民宿舎(五條緑水苑)	19,649	184,269	10.7	165,784	11.9
生駒市	国民宿舎(生駒山荘)	49,111	202,887	24.2	166,644	29.5
三郷町	国民宿舎(信貴山荘)	57,165	216,813	26.4	219,848	26.0
榛原町	保養センター(美榛苑)	326,876	944,061	34.6	803,632	40.7
吉野町	国民宿舎(吉野山荘)	53,114	105,935	50.1	85,689	62.0
下市町	保養センター(秋津荘)	112,072	310,186	36.1	281,285	39.8
県全体		618,017	1,964,151	31.5	1,722,882	35.9

資料：『市町村財政の概要』平成9年度

経常費用のそれぞれ85%（五條緑水苑）、25%（生駒山荘）、14%（信貴山荘）を占めており（吉野山荘は1%足らずにすぎない），それが職員給与費の割合の低さにつながっていると考えられる。

吉野町でも，人件費の問題に無策であったわけではない。表6と図12は，『市町村財政の概要』の「職種別給与に関する調」と費用構成表から，吉野山荘の職員数・職員給与費などの推移をまとめたものである。職員給与費の急増とともに，経常費用や主営業収益に対する割合も，30%から40%に上昇している。そこで，当初16人²⁷⁾いた職員数を昭和58年度に13人に減らし，その後も10人まで少なくしている。昭和58年度の人員削減は，昭和60年3月定例議会における

表6 職員数と職員給与費

(単位：人，千円，%)

年度	年 度 末 数	年 間 延 ベ 職 員 数	年 間 延 ベ 臨 時 職 員 数	職 給 与 費	経 常 費 用 に 占 め る 割 合	主 営 業 収 益 に 対 す る 割 合
昭和45	16	177	0	12,673	28.8	30.7
46	16	192	0	16,678	29.3	31.8
47	15	210	0	18,352	30.3	33.6
48	15	188	0	20,996	32.2	30.8
49	16	191	0	29,308	33.6	31.7
50	16	192	0	34,094	32.2	31.4
51	16	194	0	38,740	36.4	36.8
52	16	191	0	39,715	34.7	33.7
53	16	192	0	40,524	36.9	36.4
54	16	192	7	42,403	37.6	38.5
55	16	189	7	43,904	37.9	40.1
56	16	192	0	44,636	38.6	40.5
57	16	192	0	45,202	38.1	40.5
58	13	156	12	43,197	38.0	39.0
59	13	156	15	45,726	41.8	45.3
60	13	156	0	40,594	37.6	37.6
61	13	156	0	42,104	39.5	40.4
62	10	134	12	43,089	37.1	38.1
63	11	132	23	46,006	38.2	40.2
平成元	11	135	18	48,588	40.8	42.3
2	11	132	12	50,738	40.2	40.0
3	11	132	12	53,476	40.6	40.9
4	11	132	12	56,766	40.0	41.2
5	11	132	12	57,693	42.1	42.8
6	11	132	12	59,219	45.4	47.8
7	10	120	12	60,216	47.0	52.0*
8	10	120	0	58,546	47.3	55.6*
9	6	102	38	53,114	50.1	62.0*
10	5	30	0	16,717	28.8	39.3

資料：『市町村財政の概要』

*『市町村財政の概要』の財務分析表では、平成7～9年度のみ、主営業収益から売店収益を除いた利用収益で算出しているが、本表では主営業収益で統一してある。

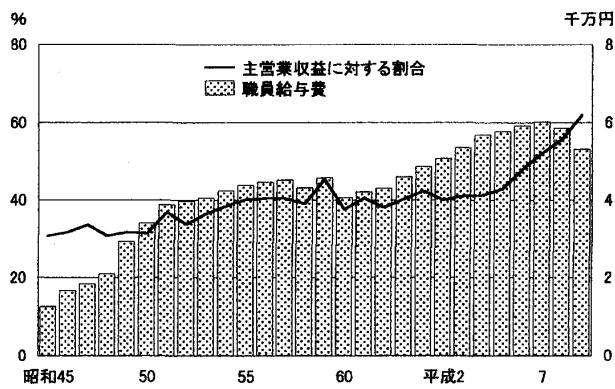


図12 職員給与費

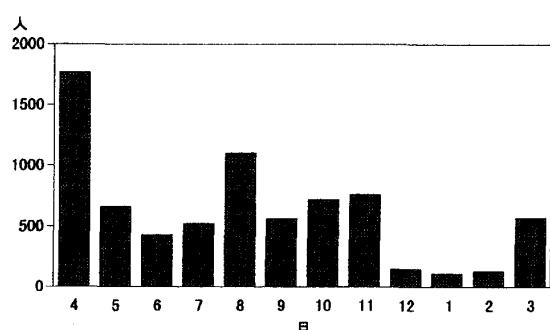


図13 月別宿泊者数 (平成9年度)

出典：小田（2000）

る町長の施政方針演説でも触れられ（広報416号），さらに，「六十年度には，課長級の出向をやめて人件費を縮小する。また手当についても，お客様の少ない折は時差出勤を実施して，超勤を少なくする等の経費の節約を計っていこう」と述べられている。しかしながら，職員給与費は思ったように縮小しなかった。それでも，収益的収入・経常収益が増加していた平成4年度までは（表1参照），経常費用や主営業収益に対する割合も40%程度に収まっていたが，収入が減少に転じた平成5年度以降，この割合は一気に大きくなる。

人件費の問題は，前稿で触れた宿泊客数の季節的偏りとも関連する。図13は，前稿でも提示した吉野山荘の月別宿泊者数のデータである。図を見て分かるとおり，宿泊客は春の観桜シーズンに最も多く，夏と秋にもまづまづの宿泊者がいるが，冬にはほとんど客が来ない。これは，吉野山荘に限らず，吉野山全体の観光客について言えることである。そこで，吉野山の一般の旅館では，繁忙期だけ手伝いやパートを頼むことによって，通常の人件費を安くおさえている。しかし，地方公営企業である国民宿舎では職員は地方公務員であり，常勤が基本である。宿泊客数の多い時期に職員数を合わせれば，必然的に人件費の割合が高くなってしまう。冬場の営業だけを休止するという方法も考えられようが，職員の待遇の問題以外にも，上に引用した広報100号の設立記事に「年間を通じて吉野観光をさかんにしようと，企画された」とあるように，通年観光をうたって建設された吉野山荘みずからが季節営業するのも難しい選択肢であったろう。

(2) 宿泊客数の減少

経営悪化の要因の2番目として，宿泊客数の減少が挙げられる。吉野山荘の宿泊者数のデータは，表7と図14のとおりである。昭和48年度に約1万6000人のピークに達した後，徐々に減少し，1万人で何とか持ちこたえていた。平成に入って一時期増加するが，平成5年度以降の落ち込みは激しく，平成9年度には約7500人にまで減少した。これが，平成6年度以降の経常収支比率の悪化につながる大きな要因である。

このように宿泊客数が減少した理由の1つとして考えられるものに，国民宿舎全体に対する

表7 宿泊者・休憩者別利用者数

(単位：人、組)

年度	延べ宿泊者数	延べ休憩者数	延べ利用者数 計	婚礼組数
昭和44	719	2,495	3,214	データなし
45	12,674	11,991	24,665	"
46	12,820	10,599	23,419	"
47	14,580	12,918	27,498	"
48	16,346	10,258	26,604	80
49	15,845	12,752	28,597	76
50	15,460	13,793*	29,253	87
51	14,805	12,776	27,581	76
52	14,940	13,447	28,387	78
53	13,086	12,127	25,213	81
54	12,678	10,074	22,752	73
55	12,222	8,015	20,237	64
56	11,461	7,910	19,371	64
57	11,387	10,084	21,471	52
58	10,177	8,091	18,268	58
59	10,132**	6,481	16,613	46
60	10,059	7,840	17,899	31
61	9,675	7,187***	16,862	36
62	10,651	8,394	19,045	21
63	10,206	7,771	17,977	27
平成元	10,213	8,862	19,075	27
2	10,612	8,498	19,110	29
3	11,870	8,583	20,453	17
4	12,692	7,620	20,312	20
5	11,037	7,212	18,249	8
6	9,879	7,451	17,330	11
7	9,682	6,764	16,446	13
8	8,640	6,790	15,430	11
9	7,509	6,015	13,524	4
10	4,336	2,121	6,457	1

資料：『市町村財政の概要』。婚礼組数は吉野町役場経済観光課資料。

昭和48年度の婚礼組数のみ広報172号による。

*吉野町役場経済観光課資料では、13,752人となっている。

**吉野町役場経済観光課資料では、10,226人となっている。

***吉野町役場経済観光課資料では、7,162人となっている。

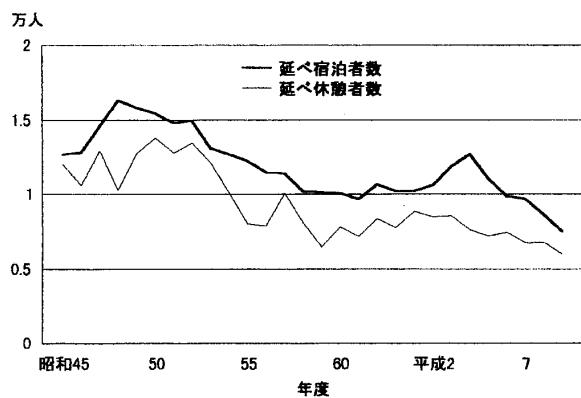


図14 宿泊者・休憩者別利用者数

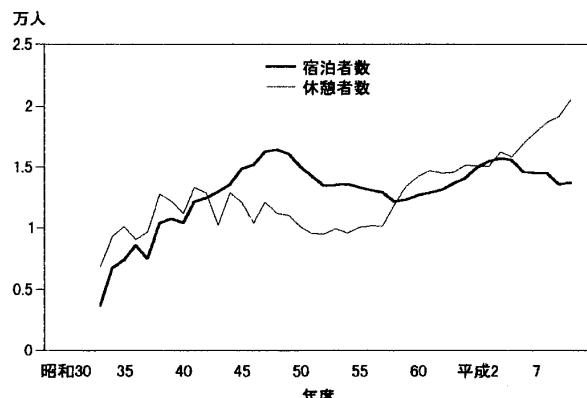


図15 公営国民宿舎1営業施設あたり利用者数

資料：図1と同じ

客離れがある。図15は公営国民宿舎1営業施設あたり利用者数の推移を表したものであるが、昭和48年度に宿泊者数のピークがあること、その後減少し、平成4年度に再度のピークを迎えることなど、吉野山荘とよく似た増減傾向を示している。平成5年度以降は、吉野山荘ほどではないが、宿泊者数が減少しており、国民宿舎全般に客が離れていることがうかがえる²⁸⁾。

しかしながら、前稿で述べたように、吉野山への観光客数は、平成に入ってだいたい70万台前半で推移していると算出されている。それにもかかわらず吉野山荘の宿泊客数が減っているということは、宿泊客が減少して、そのかわりに日帰り客が増加した可能性がある。もう1つの可能性としては、他の宿泊施設、特に民宿へ宿泊客が移動したことが考えられる。しかし、これらの憶測には裏づけがあるわけではなく、仮説の域を出ない。

(3) 地元住民の利用の減少

国民宿舎の営業収益の多くが宿泊収入によることはもちろんであるが、国民宿舎の利用には、宿泊と並んで休憩というカテゴリーがある。これは、会議²⁹⁾・宴会などで施設を利用するものであり、主に地元住民（吉野山だけなく、吉野町や近隣町村の住民）の利用と考えられる。吉野山荘における休憩者の数は、先ほどの表7と図14のとおりであり、昭和50年代初めにピークを迎えた後は減少傾向にある。

休憩利用には休憩料³⁰⁾が必要であるが、それ以外に、飲食を伴うと、その収入が入ってくることになる。実は、吉野山荘の経営は、この休憩利用のもたらす収入が非常に大きかった。町の行政側としても当初、地元住民の利用による収入を見込んで、吉野山荘の採算がとれると判断したという。図16は、宿泊者・休憩者別の消費額の内訳であるが、かつては休憩者消費額の割合が半分近くを占めていたとされている。ただし、この割合が不自然に均一であり、またキリのいい数字であることから、資料作成担当者が恣意的に構成比を決めて、そこから消費額を逆算したと思われる。したがって、消費額やその割合の信憑性には欠けるが、資料作成担当者の認識レベルという条件付きで、休憩者の消費額の割合が半分近くを占めており、それが次第に減少していったと理解することができ

る。

休憩利用の中で最も収入額の大きいものは、結婚式・披露宴（以下、「結婚式」と略記）である。婚礼の数については、やはり表7に示しておいた。これをグラフ化すると、図17のようになる。開館当初のデータが欠けるが、昭和50年代前半までは毎年約80組の結婚式があった。しかし、昭和50年代中頃から減り始め、閉館前にはほとんど結婚式場として使われ

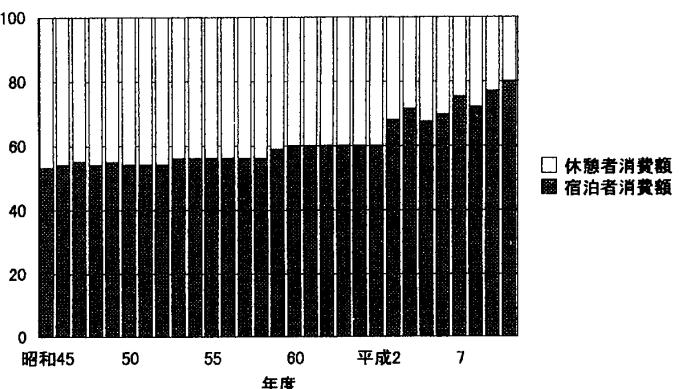
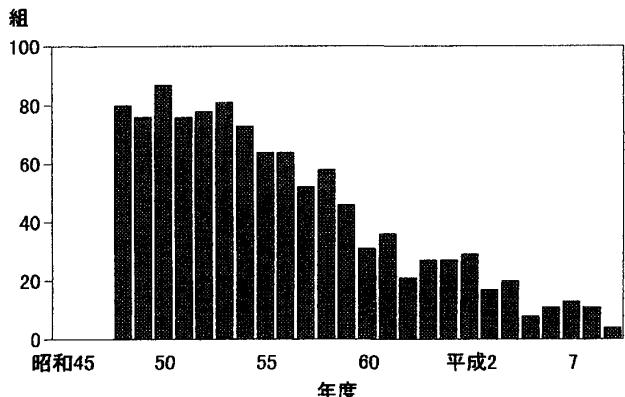


図16 宿泊者・休憩者別消費額の内訳

資料：『市町村財政の概要』



注：昭和45～47年度はデータなし

ことによる。広報122号），1人あたり1万円強，1組あたりでは50万円強の収入を吉野山荘は得ている。これを、当時の営業収益（表2参照）と比べてみれば、挙式数が開館当初の3分の2に減っている昭和50年代後半でさえも2割以上になり、結婚式収入の重要性がうかがえる。

結婚式の数が減少し、それが吉野山荘の経営に打撃となっていたことは、行政側も当然認識していた。昭和59年3月定例議会で新年度予算編成方針を説明する中で、当時の町長は次のように述べている。

58年度は宿泊費（中略）の値上げがありましたので楽観していましたが、利用客の減少、特に結婚式が減っている等から、営業収益は百三十万、約1%の伸びしかございません（後略）（広報392号）

翌年の昭和60年3月定例議会の施政方針演説でも、「社会情勢から見て止むを得ないのですが、結婚式の数が年々非常に減少しています」と、黒字幅の減少の理由を挙げている（広報416号）。

このように結婚式の多寡が吉野山荘の経営にとって重要なためか、設立当初は、結婚式場の記事が広報に何度も掲載されている。主な話題をピックアップしてみると、昭和45年：結

表8 結婚式・披露宴利用状況

年度	組数(組)	利用者数(人)	収入(千円)	1組あたり利用者数(人)	1人あたり収入(円)	1組あたり収入(円)	営業収益(千円)	婚礼収入の割合(%)
昭和55	64	2,944	28,173	46.0	9,570	440,203	112,339	25.1
56	64	3,136	32,287	49.0	10,296	504,484	113,978	28.3
57	52	2,548	28,932	49.0	11,355	556,385	115,244	25.1
58	46	2,208	27,170	48.0	12,305	590,652	113,995	23.8
59	31	1,395	17,331	45.0	12,424	559,065	104,115	16.6
平均	51.4	2,446	26,779	47.6	10,947	520,984	111,934	23.8

資料：『町勢要覧吉野』1986年版。営業収益は表2。

注：昭和58・59年度の婚礼組数が表7と異なるが、出典のままする。

なくなってきたことが分かる。

吉野山荘での婚礼の規模がどれほどのものであったかについては、昭和50年代後半に限定されるが、表8のような資料がある³¹⁾。1組あたり利用者数のキリのよさから、これも全利用者数を逆算した可能性があるが、大まかな傾向は把握されうる。すなわち、1組あたり40～50人の出席者がおり（当時の披露宴会場である2階大広間の法輪閣が定員50名だった

婚式場の開設³²⁾（広報122号、125号）、最初の挙式（126号）、昭和48年：結婚式場案内（156号）、結婚式場が好評（158号）、昭和49年：結婚式場・料理の案内（172号）、昭和50年：貸衣装準備（186号）、昭和51年：神式総合結婚式場開設（205号）などである。

吉野山荘での挙式数が減った理由を、当時の町長は上述のように「社会情勢から見て止むを得ないこと」と述べているが、理由の1つはロケーション（立地）の問題であろう。吉野山荘設立当時に比べて住民の生活行動範囲が次第に広がり、また自家用車が普及することによって、権原市など遠方で結婚式を挙げることに抵抗がなくなってきた。さらに、新郎・新婦の親族の居住地が距離的に隔たっていることも多くなり、吉野山が両者にとって都合のよい挙式場所でもなくなってきた。

挙式数が減ったもう1つの理由は、結婚式に対する嗜好の変化が考えられる。吉野山荘の設立当時、実は簡素な結婚式を挙げられる施設が社会的に要望されており、吉野山荘はまさにその希望に合致するものであった。広報に掲載された次の結婚式場開設記事は、そのことをよく物語っている。

吉野町におきましては、奈良県知事が提唱している新生活運動の一環とし、又町の青年団、婦人会の結婚簡素化の要望に応えて、（中略）国民宿舎吉野山荘に結婚式場を開設することになりました。厳粛で然も簡素な計画を建てた此の式場は、新生活の門出にふさわしい改善結婚式場であると確信しています（広報122号）。

このように、「結婚簡素化」という社会的要請があって、吉野山荘に結婚式場が開設されたのである。同じ記事には、「簡素化」の具体的な内容を示すかのように、挙式順序・挙式費用まで記されており、係員への心付けも断る旨明記されている。

その後に広報に現れた結婚式場のPR記事にも、簡素な結婚式を売りにした文言が、次のように述べられている。

結婚式は華美にならず、虚礼にながれず、無駄な費用を省いて、しかも厳粛にしたいものです。ともすれば派手になりがちな結婚式の簡素化をという、吉野町内の青年層の要望により実施してから、利用された方々より大変喜こぼれ、特に簡素なうちにも優雅と品のよさのにじみでるすっきりとした雰囲気は（後略）

この頃は時代の要望によってパーティー式もたいへん喜こんで実施されております。特に友人同志の紹介を兼ね、祝福して、会員制による各種パーティーが行なわれております（広報156号）。

しかし、当初の趣旨であった「簡素化」とは逆方向の豪華な結婚式が好まれるようになれば、そのような施設を備えた民間結婚式場やホテルなどで挙式することが増え、おのずと吉野山荘での挙式は減少する。表8とは10年以上の年代差があるが、平成8年の調査によれば、奈良県内の28箇所の結婚式場で行なわれた挙式・披露宴の費用は、200万円以上300万円未満がいちばん多く40.0%で、100万円未満は21.1%であった。また、披露宴の参加人数は、50人以上100人未満が全体の73.1%を占め、50人未満は18.4%であった³³⁾。この数字を、結婚式に対する平均的な希望を見るならば、吉野山荘は、昭和62年の改修で80人収容の洋式披露宴会場（会議室兼用）を新設した（広報465号）といえ、豪華さの面では一般的なレベルを満たしていない³⁴⁾。

これらロケーションと嗜好の2つの問題は、婚礼以外の宴会等にも当てはまる。同窓会や忘年会・新年会を樅原市まで出かけて行なうことに、地元住民の抵抗はなくなっている。会議施設としても、他に吉野町中央公民館が、吉野山荘設立3年後の昭和48年11月に、上市の町役場に隣接して建設された（広報162号）。

以上のように、婚礼をはじめとする地元住民の休憩利用が減少してしまったことも、経営悪化そして吉野山荘閉館の大きな要因であった³⁵⁾。

V. おわりに

本稿では、吉野山観光の研究の流れから国民宿舎吉野山荘に着目し、その設立と閉館について述べてきた。最後に要点を再度列挙しておくと、以下のとおりである。

- ・吉野山荘は、国や県の要望のもと、昭和45年2月に設立されたが、吉野町は建設に慎重であった。
 - ・建築費用は約1億円であり、その大部分は国民年金積立金からの融資でまかなかった。
 - ・昭和61年度に、一般会計から借り入れた約9000万円を用いて、大がかりな改修を行なった。
 - ・昭和50年代後半には既に経営の厳しさが認識されていたが、最終的には平成10年9月に閉館した。
 - ・経常収支の黒字は昭和54年度までであり、その後は赤字と黒字を繰り返して、平成6年度以降急激に経営が悪化した。
 - ・経営悪化の要因として、①人件費の割合の高さ、②宿泊客数の減少、③地元住民の利用の減少、が挙げられる。
 - ・地元住民の利用の中では、特に結婚式場としての利用が激減し、収入が減少した。
 - ・吉野山荘の結婚式場は、結婚簡素化という当時の社会的要請があつて開設されたものである。公営国民宿舎は、その性格から、設立経緯や経営状況が、一般の観光旅館・ホテルとは異なる。本稿では、その具体的な様相を、ある程度明らかにできたと考える。
- このような公的宿泊施設は、国民宿舎にとどまらない。市町村営のものだけでも、国民保養

センター・ユースホステル・サイクリングターミナル・青少年旅行村・家族旅行村・自然休養村センター・オートキャンプ場・ホテルなどがある。また、宿泊機能以外の公的観光・保養施設も存在する。地方公営企業を含む他の公的施設の状況や、それが地域の観光・レクリエーションに及ぼす影響などについても、今後の検討が待たれる。

〔付記〕

本研究を進めるにあたって、吉野町役場経済観光課・山本茂之氏、元吉野町立国民宿舎吉野山荘支配人・吉田輝夫氏、元吉野町役場経済観光課・桐井雅行氏、吉野町広報室・射場正典氏、国民宿舎協会事務局長・高品秀秋氏、奈良県総務部市町村課、その他多くの方々や機関にお世話になった。また、本稿のテーマである国民宿舎吉野山荘には何度も泊めていただき、そのたびに榎井さん・松本さんをはじめとする職員の方々には大変歓迎していただいた。心よりお礼を申し上げたい。

本研究を始めた私的な理由は、自分の身近な施設がなぜなくなったのかという疑問であり、そして、その国民宿舎吉野山荘についてもっと知りたいという欲求であった。外部の人間ゆえの的はずれな記述もあるかもしれないが、叱正していただければ幸いである。

注

- 1) 小田匡保「吉野山における観光客数の推移と季節性」、駒澤地理36、2000、33~54頁。
- 2) 管見では、①溝尾良隆「長期滞在施設として期待される公的宿泊施設」、地域開発317、1991、21~26頁が、国民宿舎の問題に触れている程度である。なお、②土屋清武「心からのサービス」をモットーとして—伊豆まつざき荘—、月刊観光269、1989、16~20頁は、国民宿舎経営者から見た興味深い報告である。
- 3) 『厚生白書』昭和33年度版。厚生労働省のウェブサイトにリンクしている「厚生省白書データベースシステム」(<http://wwwcl.mhw.go.jp/~hakusyo/>)による（最終アクセス：2001年1月20日）。以下の『厚生白書』の引用も同様。
- 4) 『厚生白書』昭和36年度版。
- 5) 前掲注4)。
- 6) 平成5年2月15日付け環自施第57号環境事務次官通達「国民宿舎の設置及び運営について（依命通達）」。国民宿舎協会の資料による。以下に引用する通達類も、国民宿舎協会の資料によった。
- 7) 国民宿舎協会資料。元来は旧環境庁の集計である。
- 8) 『国民宿舎と休暇村』、山と溪谷社、1999。
- 9) 前掲注7)。
- 10) 吉野町広報室所蔵。昭和35年1月に創刊され、現在に続いている。編集担当課は次のように何度か変わっている。1号（昭和35年1月1日）～95号（昭和43年5月10日）：住民課広報係、96号（昭和43年6月10日）～178号（昭和50年4月1日）：観光商工課、179号（昭和50年5月1日）～200号（昭和51年4月1日）：企画課、201号（昭和51年4月15日）～296号（昭和55年4月1日）：住民課、297号（昭和55年4月15日）～366号（昭和58年3月1日）：企画課、367号（昭和58年3月15日）

- ～535号（平成2年3月15日）：住民課、536号（平成2年4月1日）～656号（平成7年4月1日）
：企画課、657号（平成7年4月15日）～現在：広報室。
- 11) ただし、その位置は、上千本の曲がりくねった坂を上がった所（水分神社の下）であり、当初の
国民宿舎は現在とは別の場所に計画されていたようである。
- 12) 日本観光協会『奈良県観光開発基本計画策定調査報告書』、日本観光協会、1968、奈良県立奈良
図書館所蔵。
- 13) 『環境白書』昭和48年版。環境省のウェブサイトにある「環境白書情報」(<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/index.html>)による（最終アクセス：2001年1月20日）。以下の『環境白書』
の引用も同様。
- 14) 『環境白書』昭和50年版。
- 15) 地方公営企業のうち、地方公営企業法が適用される事業は、上水道・鉄道・電気・ガス・病院
(一部適用)などであり、観光施設や下水道などそれ以外の事業への法適用は任意である（地方公
営企業法第2条）。
- 16) 『市町村財政の概要』昭和43年度～平成10年度、奈良県総務部地方課・奈良県市長会・奈良県町
村会、1970～2000、奈良県立奈良図書館所蔵。図書館の欠号分に関しては、奈良県県政情報センター
と奈良県総務部市町村課（旧：地方課）所蔵のものを閲覧させていただいた。本書の公営企業編は、
地方公営企業法を適用している企業や、適用を受けていなくても地方財政法に基づき経理を特別会
計により行なっている企業について、各企業から奈良県に報告された決算状況調査の結果をとりま
とめたものである。法適用企業に関する内容は、施設及び業務概況に関する調、財務諸表等（損益
計算書、費用構成表、貸借対照表、資本的収支に関する調、企業債に関する調）、職種別給与に
関する調などからなる。
- 17) 「施設面積」については、昭和60年度以前は建築面積（坪）、昭和61年度以降は敷地面積の可
能性がある。ただし、見た目の敷地面積はこれほど広くはない。平成元年度以降、客室数23室となっ
ているのは、昭和61年度に書き改めるべきものが、変更が遅れたのではないかと思われる。
- 18) 『国民宿舎一西日本』（改訂7版）、日本交通公社出版事業局、1975、83頁、横浜市中央図書館所
蔵。
- 19) 『国民宿舎と休暇村』（改訂第4版）、山と溪谷社、1997、152頁。
- 20) 『市町村財政の概要』昭和45年度の貸借対照表では、有形固定資産としての土地を2320万円、償
却資産を1億400万円と評価している。なお、昭和43年度と44年度の当初予算（営業関係費を除く）
を合計すると、1億2000万円近くになる。
- 21) 広報457号にある改修工事契約の記録では、契約金額は8450万円となっている。
- 22) 1400万円の他会計借入資本金は、昭和60年度以降、貸借対照表からは消えている。これと同時に、
土地資産が2320万円から1400万円下がって920万円になっている。
- 23) 筆者自身も、平成10年1月に関係者から、平成10年8月に閉館するという情報を得ていた。
- 24) ただし、昭和61年度の資本的支出だけ、決算書より800万円多い。
- 25) 企業債の返還状況は、『市町村財政の概要』の「企業債に関する調」によれば、昭和43年度の利
率7.5%の企業債1400万円を昭和51年度に、昭和43・44年度の利率6.5%の企業債1000万円、7600万
円を20年かけてそれぞれ昭和63・平成元年度に、昭和52年度の2850万円（利率6.5%）をやはり20
年かけて平成9年度に返済し終えている。換言すれば、企業債が完済するのを待つような格好で、
吉野山荘は閉館したことになる。
- 26) 自己資本構成比率、固定資産対長期資本比率、流動比率、不良債務比率については、主に『市町
村財政の概要』の説明に拠り、他に財務会計関連の書籍・ウェブページを参照した。記述内容はど
れも大同小異であるので、個々の資料名を挙げることは控える。

- 27) 国民宿舎の職員数については、旧環境庁の「国民宿舎管理運営基準」に基準が明示されている。現在の基準（平成8年1月5日付け環自施第1号環境庁自然保護局長通知「国民宿舎の設置及び運営に係る施設標準等について」）では「収容定員100人に対し概ね18人」とされており、収容定員120人の吉野山荘でこの基準を満たそうとすると22人の職員が必要になる。したがって、当初の16人という職員数でも、旧環境庁の基準よりは少なく抑えていることになる。
- 28) 大規模な国民宿舎が閉館したために平均宿泊者数が減少したという解釈もありうるが、国民宿舎の規模は、「国民宿舎施設標準」（平成8年1月5日付け環自施第1号環境庁自然保護局長通知「国民宿舎の設置及び運営に係る施設標準等について」）によって「収容定員は100人程度を標準とし」とされており、この可能性は低い。むしろ逆に、宿泊者数の少ない国民宿舎は営業を中止して図15に現れなくなるから、実際の需要はもっと減っていると考えられる。
- 29) 会議施設としての利用の一例を広報から挙げる。吉野町農業共済組合と他の3町1村の組合が合併して吉野共済組合を結成する際、合併調印式が昭和46年3月1日に吉野山荘で行なわれている（広報129号）。
- 30) 「国民宿舎利用料標準」（平成8年1月5日付け環自施第1号環境庁自然保護局長通知「国民宿舎の設置及び運営に係る施設標準等について」）によれば、休憩利用料には利用料標準がなく、国民宿舎設置者が自主的に設定することができる。吉野山荘の休憩料は、最後の平成10年度には1050円であった（『市町村財政の概要』の「施設及び業務概況に関する調」による）。
- 31) 吉野町役場企画課編『町勢要覧吉野』1986年版（統計資料編）、吉野町、1986、筆者所蔵。
- 32) 結婚式場は吉野山荘設立当時からあったわけではなく、開館から8カ月たった昭和45年10月の国民宿舎運営委員会で、結婚式場を設けることについて利用規則の一部改正が審議されており（広報125号）、11月6日に結婚式場開設以来初めての挙式があった（広報126号）。
- 33) 通商産業大臣官房調査統計部編『平成8年特定サービス産業実態調査報告書 結婚式場業編』、通産統計協会、1997。なお、国内全体では、挙式・披露宴の平均費用は278万円、100万円未満は9.5%、披露宴参加人数は、50人以上100人未満が56.2%、50人未満が11.2%であり、奈良県よりも結婚式の規模が大きい。
- 34) 平成8年の調査対象となった結婚式場業務を営む事業所のうち、結婚式場業（主業）（いわゆる民間結婚式場）とホテル・旅館で行なわれる挙式件数が、全体の約8割を占める（国内全体）。その民間結婚式場の約45%が昭和50年～59年に業務を開始していること、また、ホテル・旅館が結婚式場業務を始めた年代のピークはそれより遅れ、約33%が昭和60年～平成6年に業務を開始していることは、吉野山荘での挙式数減少と符合する。
- 35) 前掲注2)①で挙げられている経営の順調な2つの国民宿舎がともに、地元住民のサロンや楽しみの場所となることを経営方針の1つにしていることは示唆的である。

Establishment of a Kokumin Shukusha (People's Inn) and its Business Closure in Yoshinoyama, Nara Prefecture

Masayasu ODA*

In 1998 a kokumin shukusha (people's inn) in Yoshinoyama, Nara Prefecture, discontinued its business, though the number of tourists there has not decreased so much. The kokumin shukusha is one of the Japanese local public enterprises. This paper makes clear details of its establishment and business closure, and searches for reasons why it had to give up its business.

The "Yoshino-sanso" Inn was established in 1970. During about ten years since the establishment it went well, but after about 1975, especially after 1994, the management became worse. Three reasons can be pointed out; the high rate of personnel expenses, the decrease of the guests and the decrease of the usage by local residents as a wedding parlor and a banquet room.

*Department of Geography, Komazawa University, Tokyo